

大和市告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を次のとおり変更したので、同法第20条第2項の規定により、当該図書を本市街づくり計画部街づくり計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年11月24日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画の種類及び名称

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

大和市大和東二丁目地内

(3) 変更する部分

大和市中心林間西五丁目、下鶴間字甲三号及び甲四号並びに上草柳字扇野地内